

# 男女共同参画社会実現に向けた共働きの家庭に対する 施策の動向

久保山 茂樹

## 1. はじめに

子どもを育てつつ就労している保護者、あるいは就労を希望している保護者を支援するためには、労働条件の整備や保育サービスの充実等が不可欠であると同時に、「家事育児は女性がするもの」「3歳までは親の手で」<sup>3), 4), 5)</sup>といった慣行を改めていく取組が必須である。これらの取組は、「男女共同参画社会基本法」の成立により、内閣府を中心とした国及び地方公共団体が推進しつつある。そうした中で、障害のある子どもを育てつつ就労している保護者を支援する取組は、まだ十分とは言えないものの、少しずつ広がり始めている。

ここでは、まず、国及び地方公共団体がめざす男女共同参画社会について、特に子どもを育てつつ就労している保護者への支援内容を検討する。さらに、地方公共団体が策定した男女共同参画社会に関する計画を取り上げ、障害のある子どもや保護者に対する支援内容を検討する。

## 2. 国の施策における男女共同参画社会

### (1) 概要

「男女平等の実現に向けた様々な取組が、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要である」と、その前文に謳った「男女共同参画社会基本法」が平成11年に制定された。この法律を具体化するため翌平成12年には「男女共同参画基本計画」が閣議決定された。この計画は、表1に示すような11の重点目標を掲げ平成22年度までの施策の基本的方向と、平成17年度末までに実施する具

表1 男女共同参画基本計画の重点目標

- 
1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
  2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
  3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
  4. 農山漁村における男女共同参画の確立
  5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
  6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
  7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
  8. 生涯を通じた女性の健康支援
  9. メディアにおける女性の人権の尊重
  10. 男女共同参画社会を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
  11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
-

体的施策の内容を示している。これらの11項目はそれぞれが密接に関連しあっており、単独に取り上げるのは不適切かもしれないが、ここでは、特に就労に関係する項目について、その具体的な取組を整理する。取り上げるのは、「3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」「5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援」の2項目である。

## (2) 重点目標3：雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

この重点目標には以下の4項目が示されている<sup>6)</sup>。

- ①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
- ②母性健康管理対策の推進
- ③女性の能力発揮促進のための援助
- ④多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

これら4項目の中に示されているもののうち、特に母親の就労という点で重要なものを以下に3点取り上げる。

1点目は、「妊娠、出産を理由とする不利益取扱いへの対応の検討」である。文字通り、妊娠、出産を理由として、不利益な取扱いを受けることのないようにしていく望ましい雇用管理の在り方やそのための環境整備に向けての方策等について、検討を行うと記されている。

2点目は「再就職に向けた支援」である。これは、育児・介護等により退職した者について、インターネット等による情報提供の充実を図るとともに、講習、相談、自己啓発への支援等の拡充を行う、また、両立支援ハローワークにおいて、きめ細かな職業相談・職業紹介等により再就職を支援すると記されている。

3点目は「パートタイム労働対策の総合的な推進」である。その中には、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び指針の周知・徹底、パートタイム労働者の労働条件の明示の徹底、雇用の安定等、また、家内労働者の労働条件の改善が示されている。

## (3) 重点目標5：男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

この重点目標には以下の3項目が示されている<sup>6)</sup>。

- ①多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
- ②仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備
- ③家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

このうち、「多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実」には、保育サービスの整備、放課後児童対策の充実、幼稚園における子育て支援の充実、子育てに関する相談支援体制の充実、子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備や、ひとり親家庭等に対する支援の充実等が示されている。これらは、「少子化社会対策基本法（平成15年）」や「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン：平成16年）」と密接に関連しながら推進されている内容である。

「仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備」には、仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進、仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実、仕事と介護の両立のための制度の定着促進等、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備、が示されている。これらは、行政による取組に加えて企業に対しても雇用環境の整備等の推進を求めたもので

ある。「次世代育成支援対策推進法（平成15年）」にはより具体的に、国が定める行動計画策定指針に基づき、都道府県や市町村、一般事業主（企業）が行動計画を策定することを求めている（300人以下の企業については努力目標）。特に、仕事と育児・介護とが両立できるような制度を持つ等の取組をしている企業を、「ファミリー・フレンドリー企業」として厚生労働省や都道府県が表彰するなど、こうした企業の普及に努めている<sup>1)</sup>。

「家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進」には、家庭生活への男女の共同参画の促進、地域社会への男女の共同参画の促進、労働時間の短縮等就業条件の整備、が示されている。この中に示されているものの中で、母親の就労にとって重要と思われるのが、父親の家庭教育参加の支援・促進と、労働時間の短縮等や勤労者リフレッシュ対策である。特に、勤労者リフレッシュ対策については、「職場、家庭、地域社会でのバランスのとれた生活を実現するため、リフレッシュ休暇制度の普及促進等勤労者リフレッシュ対策を推進する」とあり、普及が望まれる事項である。

### 3. 障害のある子ども及びその保護者への支援施策

#### (1) 地方公共団体における男女共同参画社会に関する条例制定や計画策定

男女共同参画に関する条例については、47都道府県のうち46都道府県(97.9%)で制定されているが、市では26.6%、町村では4.2%にとどまっており、市町村での条例制定は進んでいない状況である。一方、男女共同参画に関する計画については、全ての都道府県と政令指定都市で策定されており、市は77.3%、町村では22.2%で策定されている。都道府県や都市部にあつては、概ね策定されていると言える。

地方公共団体の策定する男女共同参画に関する計画の内容は、概ね国が策定したものに準拠しているが、それぞれの地方公共団体が行った調査に基づき、独自の内容を含む場合がある。障害のある子どもやその保護者に対する計画は、国の基本計画には盛り込まれてはいないが、以下に示すように、地方公共団体によっては、それを明文化しているところもある。

#### (2) 男女共同参画社会における障害のある子どもや保護者への計画

##### ①山梨県甲府市

甲府市(人口19万4千人)が策定した『こうふ男女共同参画プラン～男女がともに生きるまちづくりをめざして～』には5つの基本目標が掲げられているが、そのうち「基本目標4 ともに生きるための福祉環境づくり」の中の2項目に障害のある子どもやその保護者に対する記述が見られる。

その一つが「1 男女がともに築く家庭づくり」の中の「(2)子育て支援制度の充実」であり、以下のように記述されている。

保護者や子どもの病気や都合に応じて利用できる「一時的保育」の受け入れ体制の充実を図ります。また、子育ての不安を解消できるよう保育士等の資質の向上に努め、障害児を預かる「障害児保育」の需要に対応します。

また、もう一つは「3 ひとり親家庭・障害児(者)への支援」の中の「(2)障害児(者)への支援」であり、これは以下の4つの内容で構成されている。

- ・障害児(者)の受け入れ施設に対する支援
- ・在宅者への支援

- ・障害児（者）の住みよいまちづくりへの支援
- ・障害児が地域の学校で学べる体制づくり

このように甲府市では、保育所における子育て支援の充実の一貫として障害児保育の充実を、男女共同参画社会を誰もが住みよい社会づくりの一貫として障害児（者）への支援の充実を掲げていると言える。

## ②栃木県足利市

足利市（人口15万9千人）が策定した『足利市男女共同参画プラン～女と男がともに生きるまちづくりを目指して～』は、「計画の基本的な考え方」「計画の基本体系」「計画の推進」の3部からなるが、「計画の基本体系」の第3節「労働条件と環境の整備」は以下のような記述で始まり、就労と家庭生活の両立を可能にする社会基盤の整備を目指している。

就労の場における男女間の格差の是正や女性労働力の活用の拡大、そして家庭生活における平等な責任の分担が社会的にも求められています。女性自身の就業意識の高揚と、男女がともに職業生活と家庭生活の両立が図れるような社会基盤の整備を進めます。

その第3項「仕事と家庭の両立を可能にする環境づくり」の中には以下のように記述されている。

低年齢児や障害児の受入れ、延長保育、休日保育、病後児保育、また放課後児童クラブの開設などを通じて、仕事と子育てとの両立を支援します。

この計画には、「仕事と子育ての両立」するための社会基盤の整備という視点で、障害のある子どもの保育の充実が盛り込まれている。障害のある子どもの保育の充実という点は甲府市の計画と類似した部分があるが、甲府市が「子育て支援」の充実の視点で計画しているのに対し、足利市は「就労条件と環境の整備」の視点で計画している点に差異が見られる。足利市の計画からは、障害のある子どもの保護者の就労を支援すると視点が明確にうかがわれる。

## （3）教育・保育の場における障害のある子どもや保護者とのかかわり

これまで見てきたように、国や地方公共団体が策定する男女共同参画社会に関する計画には、保育や教育の場における障害のある子どもの受け入れについて充実する内容が示されているが、現在、乳幼児期の保育・教育の場における障害のある子どもや保護者とのかかわりについてどのように規定されているか以下に整理する。

### ①保育所保育指針

保育指針は、保育所における保育の基本となるもの、すなわちガイドラインである。現行の指針は平成11年に改訂され翌平成12年4月から施行されている。改訂にあたって、それまで「個々の子ども」等と表記していたものを全て「一人一人の子ども」等に改めたり、保育内容の表記において従来の「年齢区分」から「発達過程」による考え方に改めるなど、全体の基調が障害のある子どもの保育にもふさわしい内容になったと言えよう。加えて、第13章「保育所における子育て支援及び職員の研修など」を新たに設定して、子育て支援機関としての保育所の役割を明記し、充実すべき保育として障害児保育、延長保育、夜間保育を挙げている。第13章の第1項は「障害のある子どもの保育」であり、一人一人の子どもに応じた保育や家庭・主治医・専門機関との連携の重要性について記されている。

なお、第11章「保育計画作成上の留意事項」にも「障害のある子どもの保育」の項があり、そこにも「発達の状況や日々の状態によって指導計画にとらわれず柔軟に保育すること」「個別の関わりが十分とれるようにすること」といった個に応じた保育の重要性と「家庭との連携を密にし、親の思いを受けとめ」といった保護者との連携の大切さが強調されている。

保育所における障害のある子どもの保育については、地方公共団体の「障害児保育対策事業」に位置づけられ、一定の人数以上障害のある子どもが在籍する保育園に対して補助金を交付したり、巡回相談員を配置する支援が行われている。

## ②幼稚園教育要領

幼稚園教育要領は学習指導要領の幼稚園版である。現行のものは平成10年に作成され、平成12年4月から実施されているもので、第1章「総則」、第2章「ねらい及び内容」、第3章「指導計画作成上の留意事項」からなる。

保育所保育指針に比べると障害のある子どもに関する記述は少ない。第3章「指導計画作成上の留意事項」に、「2 特に留意する事項」があり、その第2項に「障害のある幼児の指導に当たっては、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すとともに、障害の種類、程度に応じて適切に配慮すること」と記されている程度である。

そのような中、従来幼稚園における障害のある子どもの教育については、地方公共団体の「特殊教育費補助事業」として、一定の人数以上障害のある子どもが在籍する幼稚園に対して「特殊教育費補助金」を交付する支援が行われてきた。また、特別支援教育に向けての取組の中で、幼稚園における障害のある子どもへの支援がすすめられつつあるが、その支援はこれまでのところ、子どもや教師への支援が中心である。今後、障害のある子どもの保護者への支援、とりわけ就労している保護者への支援を視野においた支援がなされていく必要がある。

## 4. おわりに

本稿では、国や地方公共団体が推進する「男女共同参画社会」の現状を整理し、その中で障害のある子どもや保護者に関する計画がどのように策定されているかを検討してきた。男女共同参画社会の形成に向けた取組により、男女ともに働き、家事も育児もするという生活スタイルが定着しつつある。また、従来の慣行を打破し、男女共同参画社会を指向する生活スタイルを肯定する研究も増えてきている<sup>8)</sup>。

こうした中で、障害のある子どもやその保護者についてはどうであろうか。本稿で見てきたように、障害のある子どもやその保護者についての対策等は、子育て支援の充実の一方向性や、だれもが住みよい社会づくりの一貫等の中で論じられ、計画が策定されている場合が多い。そのこと自体は問題ではない。男女共同参画社会の実現には障害のある子どもやその保護者への支援の充実が肝要であることに気づいた地方公共団体があることは、むしろ歓迎すべきことである。

しかしながら、障害のある子どもの保護者が、男女ともに働き育児や家事をするという生活スタイルについて、子どもにも保護者にも肯定的、積極的な意義があることを論じているのは、保護者自らの手記<sup>2)</sup>やインタビュー<sup>7)</sup>によるものがほとんどであり、研究としてまとまったものはもちろん、国や地方公共団体のリーフレット等にも見られない。男女ともに働き家事育児をするという

ライフスタイルが、障害のある子どもにとってどのような利点と課題があるのか、保護者にとってはどうなのか、今後、慎重に検討をしていく必要がある。

#### <文 献>

- 1) 赤ちゃんとママ社:企業と育児をつなぐ次世代育成支援対策マニュアルー育児出版社からの提案ー、赤ちゃんとママ社、2004
- 2) 石井利香(編):障害児の親から健常児の親へー統合保育が当たり前の世の中になることを願ってー、朱鷺書房、2000
- 3) 大日向雅美:母性愛神話の罨、日本評論社、2000
- 4) 大日向雅美:「子育て支援が親をダメにする」なんて言わせない、岩崎書店、2005
- 5) 菅原ますみ:母親の就労は子どもの問題行動をうむかー3歳児神話の検証ー、心理学とジェンダー、11-16、有斐閣、2003
- 6) 内閣府:平成17年度版男女共同参画白書、内閣府、2005
- 7) 西浜優子:しょうがい児の母親もバリアフリーー働いて普通に暮らしたい、自然食通信社、1999
- 8) 前田正子:子育てしやすい社会ー保育・家庭・職場をめぐる育児支援策、ミネルヴァ書房、2004